

教育職員免許法別表第3に定める「12年指定」実施要項

1 12年指定の制度趣旨について

昭和63年の教育職員免許法の改正により、一種免許状が教員の標準的な免許状とされ、同改正で新設された第9条の5に基づき、二種免許状を有する教育職員に一種免許状取得の努力義務が課せられているところである。

このうち、小学校、中学校、特別支援学校の小・中学部及び中等教育学校の前期課程の教員で、その有する免許状が二種免許状である教員については、同法別表第3備考第8号の規定により、任命又は雇用された日から起算して12年を経過した場合において、免許管理者である都道府県教育委員会が、当該者の意見を聴いて、当該12年を経過した日（以下「経過日」という。）から起算して3年の間において一種免許状を取得するのに必要とされる単位を修得することができる大学の課程等の指定を行うことによって、一種免許状取得の促進を図るものである。

2 対象者について

- (1) 平成元年4月1日以降に正規の教員（小学校、中学校、特別支援学校の小・中学部及び中等教育学校の前期課程の教員）として採用された者であること。

なお、平成元年4月1日前に教員（臨時的任用、期限付任用及び非常勤講師等を含む。）として勤務していた者（学校種や教科、任命権者の同一性は問わない。）であって平成元年4月1日まで任用関係が継続しているとみなされる者については、昭和63年改正法附則第11項により12年指定の対象とはならない。この場合において、臨時的任用、期限付任用及び非常勤講師については、1週間以内程度の期間において再び採用されているときは任用期間が継続しているものとみなされる。

- (2) 採用時に小学校又は中学校の二種免許状を有していた者であること。
- (3) 任命又は雇用された日から起算して当該年度の4月1日現在で12年を経過した者であること。

3 12年の起算日及び期間の算定について

- (1) 12年の算定期間の起算日は、教員として正規に採用された日とし、臨時的任用、期限付任用及び非常勤講師としての在職期間は12年の算定期間には含めない。
- (2) 教員が私立学校を退職後改めて公立学校に採用された場合など異なる任命・雇用権者により複数回採用された場合（任命・雇用権者間の合意に基づいて行われる出向人事の場合を除く。）については、12年の算定期間の起算日は当該教員が最後に採用された時点とする。
- (3) 12年の算定期間には、心身の故障による休職、引き続き90日以上病気休暇、産前及び産後の休暇並びに育児休業の期間、指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人のための在外教育施設等において教育に従事した期間は通算しない。

なお、この期間の算定に当たっては、当該期間に1年未満の日数がある場合は、当該日数を1年に切り上げるものとする。

4 指定内容等について

- (1) 指定に当たっては、修得することを要する科目の種類及び単位数を確定し、指定の時点で取得可能な大学の課程等を指定することになるが、当面は「宮城県・仙台市教育職員免許法認定講習」を中心に指定し、各開設講座の定員枠の中で最優先して受講できるよう措置するものとする。
- (2) 指定後に新たに大学等で開設された課程等で指定を受けた者の当該一種免許状取得に係るものがあれば、その単位の履修に関しては、指定した課程等の履修と同等の取扱いをする場合がある。
- (3) 指定を受けた者が、その指定にもかかわらず経過日から起算して3年を経過するまでに所要の単位数を修得せず一種免許状を取得していない場合には、別表第3備考第7号により10単位まで逡減した最低修得単位数については、単位逡減措置がなくなり以下のとおりの最低修得単位数まで復元することになるので、指定の希望に当たっては十分に注意すること。

なお、上記の3年の期間には前記3(3)に定める各期間は通算しない。

- ① 大学に3年以上在学しかつ93単位以上を修得していた者、又は大学に2年以上在学及び大学の専攻科に1年以上在学しかつ93単位以上を修得していた者の場合は25単位を一種免許状取得のための最低単位数とする。
- ② 上記以外の者の場合は、45単位を一種免許状取得のための最低修得単位数とする。
- ③ 二種免許状取得後において、既に修得した単位がある場合は、①又は②に定める最低修得単位数から当該既得単位数を差し引いた単位数を最低修得単位数とする。

5 指定を受けない場合

経過日から起算して3年を経過するまでに10単位を修得できる見込みが確実でない場合は、12年指定を受ける必要はないこと。

なお、経過日以降、当該指定を受けないまま3年が経過した場合でも、当該指定を受けていないため、逡減した単位は10単位のままであり、前記4(3)のように単位が復元するようなことはない。

6 指定の申請について

12年指定を希望する者は、下記の書類に必要事項を記入の上、指定を受ける年度の前の年度の3月15日までに提出するものとする。

- (1) 誓約書
- (2) 12年指定希望者における状況調査票 (No.1～No.3)
- (3) 教育職員免許状の写し

7 指定の決定通知について

当該年度の4月上旬までに、申請者の所属に応じて、教育事務所長及び市町村教育委員会教育長、県立学校長、宮城教育大学長又は総務部私学文書課長を通して通知するものとする。

誓 約 書

平成 年 月 日

宮城県教育委員会 殿

氏 名 _____
(本人署名又は記名押印)

私は、平成 年度において、教育職員免許法別表第3の規定に基づく「12年指定」

の対象になると見込まれる者ですが、ここに指定を受ける意志を有することを認めるとと

もに、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

「12年指定」希望者における状況調査票

I 履歴に関する事項について

所属名			職名		氏名		
性別	男・女	生年月日	昭和 年 月 日		本籍地		
現住所							
最終学歴	学校名			部科名	学部	学科	
入学年月	昭和・平成 年 月		卒業（修了）年月		昭和・平成 年 月		
所 有 す る 教 育 職 員 免 許 状	免許状の種類	教科名	免許状番号	授与年月日		授与権者	
	※記入例 中学校教諭二種	国語	平 6 中 二 第 1 1 1 1 号	平成 7 年 3 月 3 1 日		宮城県教育委員会	
	<当該免許状> 教諭二種		第 号	年 日 月 日			
	教諭種		第 号	年 日 月 日			
	教諭種		第 号	年 日 月 日			
	教諭種		第 号	年 日 月 日			

(注)「本籍地」欄は、都道府県名のみ記入すること。

	年 月 日	事 項	発令庁等
経 歴	年 月 日卒業	大学	———
	年 月 日から 年 月 日まで		
	平成 年 月 日から 年 月 日まで		
	平成 年 月 日から 年 月 日まで		
	平成 年 月 日から 年 月 日まで		
	平成 年 月 日から 年 月 日まで		
	平成 年 月 日から 年 月 日まで		
	平成 年 月 日から 年 月 日まで		
	平成 年 月 日から 年 月 日まで		
	平成 年 月 日から 年 月 日まで		
<p>上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 氏 名 印</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 所 属 長 印</p>			

履歴事項記入上の注意

- 1 最終学歴を有する当該校卒業（修了）から記入し、期間を空けずに（例えば休職等の期間や在家庭の期間がある場合はそれらを含める。）現時点までの事項を漏れなく記入すること。
- 2 学校における勤務期間を記入する場合、事項欄は所属名（特別支援学校等の場合には、小学部、中学部等の別を含む。）、職名（講師等の場合には常勤又は非常勤の別を含む。）及び担当した教科まで記入すること。

II 実施要項3(3)による12年の期間に通算できない期間について

休職等の区分	休職等の期間	計
① 心身の故障による休職の期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
② 引き続き90日以上 の病気休暇の期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
③ 産前及び産後の 休業期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
④ 育児休業の期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
⑤ 指導主事又は社会 教育主事の職に従事 した期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
⑥ 海外に在留する邦人の ための在外教育施設並 びに外国の教育施設又 はこれに準ずるもの において教育に従事し た期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
	平成 年 月 日～ 年 月 日	年 月
12年経過(予定)日		平成 年 月 日

No. 1 の経歴欄に記入された事項のうち、該当する項目がある場合に再掲すること。

Ⅲ 修得単位数について ー小学校教諭一種免許状用ー

	小学校教諭一種免許状取得に要する科目及び単位の修得基準			修得済科目・単位
	新法による修得方法		旧法による対応科目	
	単位修得方法・所要単位	所要科目		
教科に関する科目	9科目中、1以上の科目について修得する。	1	国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育	・同左 () () 単位 () () 単位 () () 単位
教職に関する科目	1以上の事項を含めて修得する。	1	教育の基礎理論に関する科目 ----- ① 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ② 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む） ③ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	・ 教育の本質及び目標に関する科目 ・ 幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 ・ 教育に係る社会的、制度的又は経営的事項に関する科目 () () 単位 () () 単位 () () 単位
	②及び③については必修とし各1単位以上計3単位以上を修得する。 なお、②については、「教科に関する科目」で修得した科目に一致させるよう努める。	4	教育課程及び指導法に関する科目 ----- ① 教育課程の意義及び編成の方法 ② 各教科の指導法 ③ 道徳の指導法 ④ 特別活動の指導法 ⑤ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	・ 教科教育法に関する科目 ・ 道徳教育に関する科目 ・ 特別活動に関する科目 ・ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に関する科目 () () 単位 () () 単位 () () 単位 () () 単位 () () 単位
	1以上の事項を含めて修得する。	2	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ----- ① 生徒指導の理論及び方法 ② 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法 ③ 進路指導の理論及び方法	・ 生徒指導、教育相談に関する科目 () () 単位 () () 単位 () () 単位 () () 単位
教科又は教職に関する科目		2		※備考の3を参照
計		10		

ー備考ー

- この表は、小学校教諭一種免許状取得に要する単位等について、在職年数に応じて逡減した最低修得単位数に基づく修得基準として、新法による修得方法を示したものである。
なお、旧法基準で修得した単位は、旧法による対応科目欄に示した区分に応じて、新法における科目の単位とみなすことになる。
- 12年指定を受けることを希望する者で、小学校教諭二種免許状取得以降に修得した単位等がある場合は、修得済科目・単位欄にその科目名と単位数を記入すること。
- 教科又は教職に関する科目欄の2単位分については、選択する「教科に関する科目」欄または「教職に関する科目」欄のいずれかに含めて記入すること。

Ⅲ 修得単位数について ー中学校教諭一種免許状用ー

中学校教諭一種免許状取得に要する科目及び単位の修得基準				
	新法による修得方法		旧法による対応科目	修得済科目・単位
	単位修得方法・所要単位	所要科目		
教科に関する科目	教科毎の科目を3以上、各1単位以上修得する。	3 教育職員免許法施行規則第4条の表に定める科目 〔必携教育関係法規国法編のP1469頁を参照のこと〕	・同左	() () 単位 () () 単位 () () 単位 () () 単位 () () 単位
教職に関する科目	1以上の事項を含めて修得する。	1 教育の基礎理論に関する科目 ----- ① 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ② 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む） ③ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	・ 教育の本質及び目標に関する科目 ・ 幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 ・ 教育に係る社会的、制度的又は経営的事項に関する科目	() () 単位 () () 単位 () () 単位
	2以上の事項を含めて修得する。 なお、②については取得する免許教科の指導法である。	3 教育課程及び指導法に関する科目 ----- ① 教育課程の意義及び編成の方法 ② 各教科の指導法 ③ 道徳の指導法 ④ 特別活動の指導法 ⑤ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	・ 教科教育法に関する科目 ・ 道徳教育に関する科目 ・ 特別活動に関する科目 ・ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に関する科目	() () 単位 () () 単位 () () 単位 () () 単位 () () 単位
	1以上の事項を含めて修得する。	1 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ----- ① 生徒指導の理論及び方法 ② 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法 ③ 進路指導の理論及び方法	・ 生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	() () 単位 () () 単位 () () 単位 () () 単位
教科又は教職に関する科目	2			※備考の3を参照
計	10			

ー備考ー

- この表は、中学校教諭一種免許状取得に要する単位等について、在職年数に応じて逡減した最低修得単位数に基づく修得基準として、新法による修得方法を示したものである。
なお、旧法基準で修得した単位は、旧法による対応科目欄に示した区分に応じて、新法における科目の単位とみなすことになる。
- 12年指定を受けることを希望する者で、中学校教諭二種免許状取得以降に修得した単位等がある場合は、修得済科目・単位欄にその科目名と単位数を記入すること。
- 教科又は教職に関する科目欄の2単位分については、選択する「教科に関する科目」欄または「教職に関する科目」欄のいずれかに含めて記入すること。